

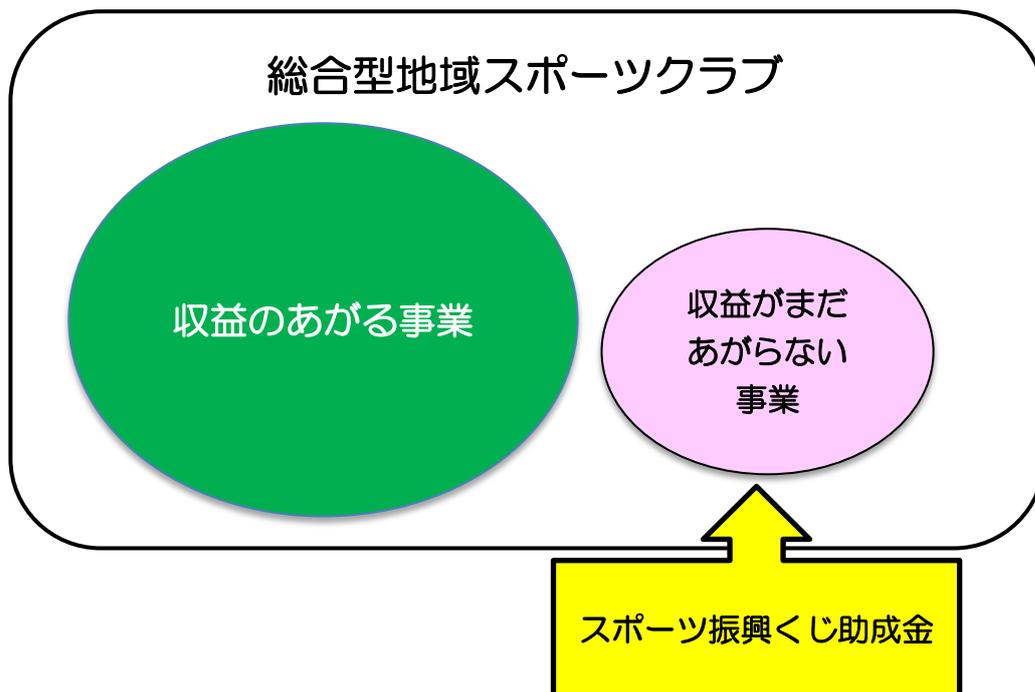
総合型地域スポーツクラブ  
スポーツ振興くじ助成金の  
活用方法等について



平成27年10月  
独立行政法人日本スポーツ振興センター

## ◆スポーツ振興くじ助成金の活用方法について

スポーツ振興くじ t o t o は、わが国のスポーツ環境の整備・充実を図るための財源確保を目的として導入されました。そして、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり等スポーツの振興を目的とする事業に対して助成をしています。



スポーツ振興くじ助成金は「収益がまだあがらない事業」に対し、事業経費の一部として利用いただくためのものです。

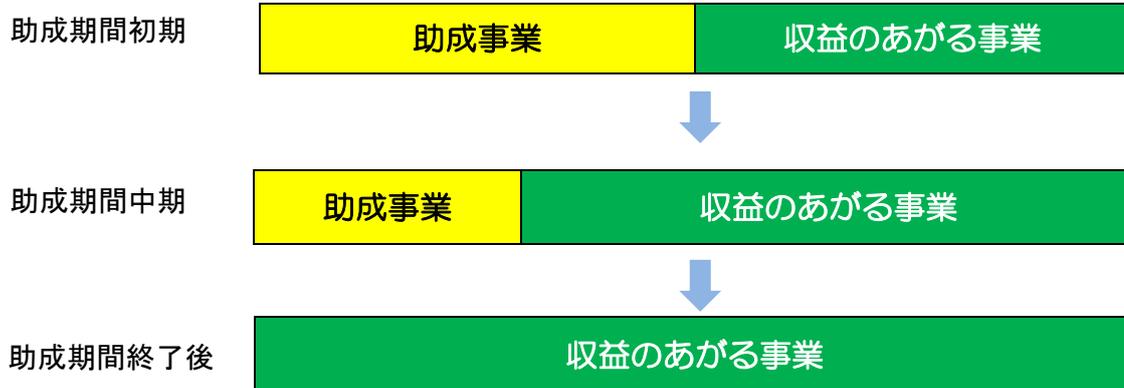
収益があがり、採算がとれる事業に関しては、自己資金で事業を行ってください。

◎収益がまだあがらない事業とは・・・

例えば、新規拡大事業等で地域住民のニーズがあるものの、参加者が少なく、参加料収入があまり見込めない為、現時点では、採算の取れない事業のことを指します。

## ◆総合型地域スポーツクラブの自立に向けて

【図1 望ましい例】



【図2 望ましくない例】



図1のように、助成期間中においても助成事業のほかに収益のあがる事業を行っており、助成期間終了後には助成金や補助金に頼らず、自立した運営を行っていることが望まれます。

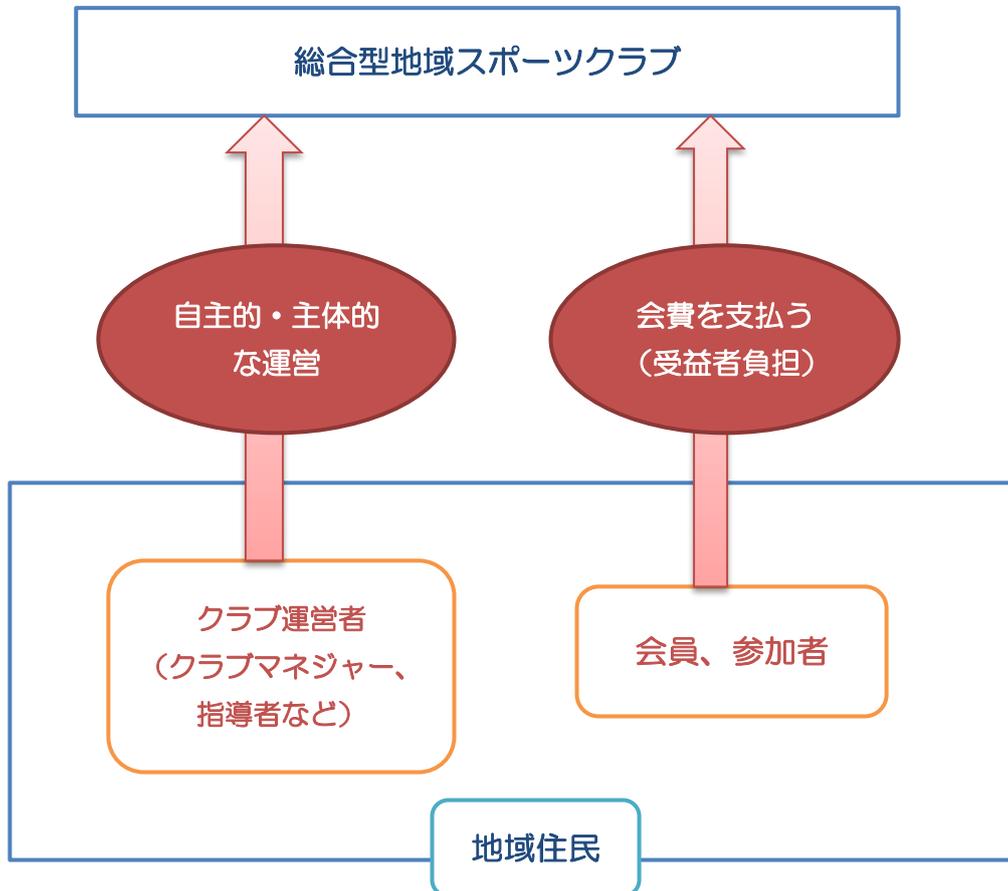
図2のように、収益があがる事業がなく、全ての事業経費を助成金に頼ることは望ましくありません。

クラブが自立した運営を行えるようになるためには、安定した収入を得る必要があります。

そのためには、地域のニーズに即したサービスの提供、新規会員の獲得に努め、会費や参加料等を増やしていく必要があります。

スポーツ振興くじ助成金は、あくまで自立運営をするための足がかりとして、利用していただくようお願いします。

## ◆会費及び参加料の設定について



会費及び参加料はクラブを運営していく上で重要な財源です。

助成を受けている期間は会費を低く設定するクラブも見受けられますが、助成期間終了後を見据えて、自立した運営を行えるよう適切な会費の設定を心掛けてください。

## ◆クラブマネジャー設置の際の留意事項

### 【労働関係法令を遵守できていない事例】

- ① 所得税、社会保険料等が正しく納付されていない。
- ② 賃金の支給額が最低賃金を下回っている。
- ③ 法定の労働時間を上回る労働を強いたり、法定を下回る休憩や休日しか与えていない。
- ④ 毎月1回以上、一定期日に支払がなされていない。(複数月分の賃金をまとめて支給する、賃金の一部を支給しない等)

### 【クラブマネジャーの業務時間が区分できていない事例】

- ⑤ クラブマネジャーが他の職業と兼職の場合、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間に重複がある。
- ⑥ 指定管理等の他事業を受託しているクラブが委託元から委託料を受け取っている場合、クラブマネジャーとして従事している時間と他事業に従事している時間に重複がある。

上記の内容が確認された場合は、助成対象となりません。

クラブマネジャーは、総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理（マネジメント）を行う者です。クラブ内の別の役職を単にクラブマネジャーと位置づけることは、運営基盤の強化につながりません。

また、助成期間終了後にクラブマネジャーの賃金の支給額が減額されたり、支給されないクラブが散見されます。

助成期間終了後を見据え、適正な賃金の支給額を設定してください。

クラブマネジャーを適切に設置することで、安定したクラブ運営が行われるものと考えます。

以上のことを踏まえて、自立したクラブ運営を目指すようお願いいたします。